

指定管理者の指定について（練馬区立石神井障害者地域生活支援センター）

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立石神井障害者地域生活支援センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会

(2) 所在地

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

(3) 代表者

会長 上野 定雄

3 指定の期間

平成21年5月1日から平成26年3月31日まで（4年11か月）

4 選定の経過

平成20年5月27日	第1回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、応募資格、評価基準、指定の期間、モニタリング様式の検討)
6月20日	第二回練馬区議会定例会 (練馬区立障害者地域生活支援センター条例改正案議決)
8月1日	募集要項配布開始
8月11日	応募説明会（参加団体数6）
8月12日～29日	応募書類受付（応募団体数1）
9月5日	第2回指定管理者選定委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリング、施設実地調査の

実施)

9月8日 経営診断委託

10月31日 第3回指定管理者選定委員会

(評価・採点および審査、指定管理者候補決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、当該団体については、練馬区立石神井障害者地域生活支援センターを運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会では、第2回以降、有識者委員2名を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

借入金がないため、借入金の返済能力に問題がないこと。

自己資本比率が高く、経営の安全性が高いこと。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程および情報公開規程が整備されていること。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規程を整備しており、それに基づく運用が行われていること。

東京都指導監査においても文書による指摘がないこと。

役員の構成は適正であり、理事会・役員会は定期的開催されていること。

(4) 運営実績

練馬区内で、豊玉障害者地域生活支援センターおよび2か所の福祉作業所の指定管理委託を受託するなど、障害福祉分野において十分な実績があること。

また、練馬ボランティア・市民活動センター、権利擁護センターなど、地域福祉に係る実績があること。

(5) 効率的運営・効率化への取組み

法人の経営改革計画を作成し、組織体制の強化、人材育成、人事給与制度の見直し、財政強化への取組みの実践など、経営努力に関する提案があること。

(6) 受託への熱意・意欲

「精神保健福祉分野の基幹的役割を果たす」「精神障害者の自立生活を支援する」「社会福祉協議会の特徴を活かした独創的な取組みを行う」「障害者地域生活支援センターを5年間運営してきた実績を活かした取組みを行う」という4つの基本提案を打ち出していること。

(7) 施設管理の安全性への配慮

法人として、危機管理に関する基本方針、情報セキュリティポリシー等を定め危機管理の対策を講じ、法人全体で危機管理体制をとっていること。

定期的に安全面の点検等のチェック体制をとる提案があること。

緊急時の連絡体制、連絡網を整備する提案があること。

(8) 施設管理運営体制

練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対し、進んで協力する提案があること。

併設する石神井保健相談所と連携を取る提案があること。

(9) 利用者への対応（接遇を含む）

苦情を解決するための仕組みを構築していく提案があること。

利用者懇談会を定期的を開催するとともに、苦情解決第三者委員訪問相談会を開催する提案があること。

(10) 職員の育成

練馬区社会福祉協議会人材育成方針および人材育成計画に基づき、職員育成を行っていること。

また、人事考課制度を導入し、在職年数・経歴・職層に応じて業務や能力開発の目標と成果を確認していること。

精神保健福祉専門研修や利用者の生活技能を高めるためのプログラムの指導者研修など、より専門的な研修への参加を計画的に行う提案があること。

(11) 団体の理念・姿勢

「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を基本理念に掲げ、行政への福祉施策の協力、行政では対応しづらい地域課題への取組みなど、地域福祉の推進・充実に取り組む姿勢を打ち出していること。

(12) 区内事業者の活用・区民雇用の促進等

区内事業者であること。

区民雇用に配慮していくという提案があること。

(13) 事業実施に向けての提案

精神障害や精神疾患に関する正しい知識を伝え、精神障害に対する理解や支援を深めるため、地元の商店会との交流、講座や講演会の開催、広報活動を行う提案があること。

社会福祉協議会の各部署との連携を図り、障害者地域生活支援センター以外の場（関町地区、大泉地区、光が丘地区）において、定期的な活動を行う提案があること。

問い合わせ先

練馬区健康福祉事業本部福祉部障害者施策推進課事業計画主査

電話 03（3993）1111 内線7366

FAX 03（5984）1214

指定管理者選定（練馬区社会福祉協議会）の評価結果

（練馬区立石神井障害者地域生活支援センター）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取り組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	5点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 一定のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (4) 併設施設との連携	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取り組み	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	10点	8点
13 事業実施に向けての提案 (1) 質の高い相談支援に向けた提案 (2) 障害者の自立した日常生活・社会生活を営むための提案 (3) 障害者の自主的活動・地域活動支援に対する提案 (4) 地域、関係機関、社会資源との連携についての提案 (5) 地域住民への啓発活動やボランティアの育成に対する提案	10点	8点
合計	100点	81点